

(第一類 第四号)

第一回 國會 司法委員會 會議 錄 第四十号

(四二四)

昭和二十二年九月二十七日(土曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 石川金次郎君 豊田 鐵治 良作君

池谷 信一君 安田 幹太君

打出 信行君 中村 俊夫君

八並 達雄君 山下 春江君

吉田 安君 岡井 藤志郎君

北浦主太郎君 佐藤 昌三君

花村 四郎君 明禮輝三郎君

山口 好一君 大島 多藏君

酒井 俊雄君

出席國務大臣

内閣總理大臣 片山 哲君

司法大臣 鈴木 義男君

國務大臣 和田 博雄君

出席政府委員

經濟安定本部 田中已代治君

委員外の出席者

專門調査員 村 敦三君

本日の會議に付した事件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六號)

經濟警察官の職務検査等に關する法律案(内閣提出)(第四二號)

○松永委員長 會議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案及び經濟警察官の職務検査等に關する法律案を一括議題とし、審議を進めます。北浦主太郎君。

○北浦委員 私は司法大臣にお伺いするのでありますが、總理大臣にもその質疑、答辯を聞いてもらい、よく覺

えておいてもらつて、そうしてただちに、もつともだという事は明らかにありますから、實施していただきたい。こういう希望で、これから司法大臣にお伺いいたします。

今日の朝日新聞をごらんになつたであろうと思いますが、司法部の實に容易ならぬことが出ております。簡単にその要所だけを讀んでみますと、給料だけではとても食えぬと判事も検事もどん／＼退職しつゝある。大部分は辯護士に轉業するらしい。司法省の調べによると、判事でやめたものは、昨年十月から今年七月までに七十三名、八月十五名、九月は二十日までに九名ある。検事の退職者は昨年十月から今年六月までに三十名、その後毎月六、七名ずつやめてゐる。裁判所始まつて以來のことである。俸給の點は省略いたしまして、退職者も三十二から四十五歳までの脂の乗りきつた中堅が多く、現在缺員が判事五百名、検事五百五十名(副検事三百五十名を含む)に達してゐる状態だ。最高裁判所から簡易裁判所まで、新しい車袋は整つたが、中味の酒が漏り續けて、空袋とあつては裁判の民主化も心細いものと言わざるを得ぬ。こういうことが出ておるのであります。が、實際はこれよりもつとひどい。私がしばらく司法事務次官をしておつた當時に調べましたところにより、まず、東京控訴院を、當時の大審院の判事、検事で、榮養失調で病氣で休んでおつた者が二十四、五名ある。こういう状態では、せつかく憲法が民主主義に變り、裁判所も天皇の名において裁判するのでなくして、むしろ國民の名において裁判するようになつた今日、こういう状態では健全なる日本は決して發達しない。その理由を私は前から考へておるのであります。この新聞には、俸給が足りないからだ、と、こう書いてありますが、こういう理由がある。辯護士をやつておる方が金は儲かるわ、かつ地位の昇進が早い。こういう缺點がある。このごろ辯護士會の勢力がアメリカの影響を帯びて非常に伸びてまいりました。それでほんとうに何らの副収入もない判事、検事を十年やつておると、辯護士の方がどうやらこのごろは地位が上になつた。そこで中堅層はやめてしまふ。これは司法省から出た種だろうと思ひますが、司法大臣は一體何と考へておられるか。よい方法を考へるとか、漸次これから改めていくとか、そういう手ぬるいことではだめなのである。兩方で千名からの缺員、これでは司法事務というものはやつていけるものではない。こういうことについて、司法大臣は今日どういう仕事をしておられるか。これを救済すべく、どうしようもないことをやつておるか。この點をまずお伺いいたします。

○鈴木國務大臣 御指摘の問題は、まさに悲痛な問題でありまして、決して今日に始まつたことではなく、近年インフレーションに伴ひまして、非常の官吏一般が生活難に襲われておるのであります。殊に司法官、檢察官は、収入は月給のほか何もないのであります。しこうしてその収入が御承知の通りでありますから、非常な苦境にあることは、營業失調者をたくさん出しておるといふ事實に徴して明かでありませう。これを何とかしなければならぬ。ということは、私も就任早々考へたところでありまして、實は閣議の席におきまして、その實情を申し上げまして、でるだけ早く機會に司法官の優遇、檢察官の優遇を講じていただくよう、閣僚の御了解を得ておるのであります。が、しかし俸給を上げただけでは、ただいまかりに非常に上げるといふのなら別であります。が、わづか二割三割、五割程度上げたところで、解決する問題ではないのであります。から、どうしても、これはできるだけ消費組合のようなものを奨励いたしまして、さういふ司法省では厚生部というものがあつまして、できるだけ物資を手に入れたて、これを公定價格で配給をするということをやつておりますが、この機能も十分に活して、できるだけ俸給の足りない點を物で補うということも奨励いたしておるのであります。

な。お裁判官、檢察官というものは、副収入その他何らの職務外の御利益というよりなものない地位でありますので、十分にこれは優遇をしていただかなければ、その職に安んじて仕事をすることはできないゆゑに、他の官吏と比較して同様であるといふのは足りないものであつて、ずつと一段

も二段も優遇をしていただかなければ食つていけないことは、御承知の通りであります。そこでできるならすべての判事、すべての檢察官を一級官をもつて當てる。判事に就たら一級官に當然なるのだ、そして十分に他の官吏に比して優遇され、品位を保持してやつていくという地位の上、収入の上の保證を與えたいというようなことを考へておりました。ぜひこれは司法委員會等の御協力を得まして、來年度から實施することができるよう法律を改正し、豫算も増加していただきたい。こういうふうな考へておる次第であります。

○北浦委員 私はかつて確か東條内閣當時であつたと思ひますが、司法官だけはいわゆる腰なき腰を懸けといふわけで、特に昇級運動を開始しましたところ、議會のほとんど全員はこれに賛成してくれて、下級司法事務官、たとえば書記とか廷下とかいうようなものに俸俸をすぐされたことがありますが、もちろん今日におきまして、こういう事情は子供でも知つておるのであります。特に司法關係官吏に對して優遇するということに反對するものは一人もない。そこで私は心ひそかに考へておるのでありますが、司法官がどん／＼窮めていく、何年経つても食えないから辯護士がよかるうといつて、營利の地位につくといふ氣分が多分に現れておるのでありますから、特に判事、検事という人に限つて年功加俸を考へていただきたい、大體にお

あります。殊に司法官、檢察官は、収入は月給のほか何もないのであります。しこうしてその収入が御承知の通りでありますから、非常な苦境にあることは、營業失調者をたくさん出しておるといふ事實に徴して明かでありませう。これを何とかしなければならぬ。ということは、私も就任早々考へたところでありまして、實は閣議の席におきまして、その實情を申し上げまして、でるだけ早く機會に司法官の優遇、檢察官の優遇を講じていただくよう、閣僚の御了解を得ておるのであります。が、しかし俸給を上げただけでは、ただいまかりに非常に上げるといふのなら別であります。が、わづか二割三割、五割程度上げたところで、解決する問題ではないのであります。から、どうしても、これはできるだけ消費組合のようなものを奨励いたしまして、さういふ司法省では厚生部というものがあつまして、できるだけ物資を手に入れたて、これを公定價格で配給をするということをやつておりますが、この機能も十分に活して、できるだけ俸給の足りない點を物で補うということも奨励いたしておるのであります。

な。お裁判官、檢察官というものは、副収入その他何らの職務外の御利益というよりなものない地位でありますので、十分にこれは優遇をしていただかなければ、その職に安んじて仕事をすることはできないゆゑに、他の官吏と比較して同様であるといふのは足りないものであつて、ずつと一段

も二段も優遇をしていただかなければ食つていけないことは、御承知の通りであります。そこでできるならすべての判事、すべての檢察官を一級官をもつて當てる。判事に就たら一級官に當然なるのだ、そして十分に他の官吏に比して優遇され、品位を保持してやつていくという地位の上、収入の上の保證を與えたいというようなことを考へておりました。ぜひこれは司法委員會等の御協力を得まして、來年度から實施することができるよう法律を改正し、豫算も増加していただきたい。こういうふうな考へておる次第であります。

いて二十五、六歳ころから判検事になる。それから日が進むにつれて細君を迎える、子供ができる、年が経てば経つほど家庭の用入の増加するということは當然でありますから、五年勤めれば加俸いくら、さらに五年勤めれば加俸いくらと大幅に支給する。この説に對する非難は、そういうことをすれば他の行政官、それから自治體の役人一切がこれを要求するに違ひない、こう言うのでありますけれども、そこは民主政治の今日、司法官に年功加俸制度を設けたからといって、その他のものにまで及ぶかどうかは、これは世論輿論に聽いてやればよい。私はこういう信念をもつておる。ただいまの司法大臣の御答辯の程度では、これはどうしても救われない。十年以上もやつて四千圓前後というのでは、どうしても司法部というものは完全にかね。われわれ多年——二十年、三十年間の司法部に關係いたしておりますもの一種のプライドをいたしまして、多少缺陷は過去においてあつたかもしれせんが、まず日本の官界において健全にやつてきたのは司法部である。これはたれが何と言つても否定はできない。それを酬ゆるのが一番薄いのだといふのでは、これはうまくいかぬ。殊に司法官というものは、こういうことを主張するところのチャンスをもつていない。長い歴史の間にただ一回、検事が團結して争つたということを覚えておりますが、それ以外にない。こういうことを考へてみまして、これは司法官が氣の毒だという問題ではない。民主國家の健全な發達を期待するという理由から、急いで司法大臣は善後處置を講ずるといふが、私は新たに司法官に

限つて恩給制度を主張する。この點について、司法大臣も今にわかにどうするということも困難であらうと思ひますから、お考えを願う。そうして片山總理大臣はお聴きの通りでありますから、私は司法政務次官に任命されて、その日に大審院に行つてみた。そうすると缺席者が相當多い。どういふわけかという、榮養失調で寝ておるのだという。實に修養たるものである。これが當時の東京控訴院、大審院の實情である。この人たちの言うことは、内輪ではそういうことを申しておりますけれども、世間に訴へることができない。身分が身分であり、地位が地位である。これは何とかしなければいけないといわれ、の方で考へたときに政變といふものが起つたのでありますから、鈴木さんは何をしておいてこれを來年というやうな手ぬるいことを言つておられないで、さういふことに總理大臣がきておられますから、よく御相談をして、一刻も早く——私が申します恩給制度といふことは、これは應給措置ではないが、これが出てからなさい。行き先は辯護士が裁判官になるやうになつて、交流してゐる。辯護士でもここに書いてある脂ののりきつた辯護士は、すなわち繁榮いたしておる辯護士は、裁判官になる人は少い。まず、年のいった人とか、あるいはまた初めての辯護士であつて、あまりさうな繁榮は困難だといふやうな人がなる傾向にある。これは必ずやうなる。どこから考へても、これは目下の重大問題でありますから、もつと司法大臣は應急處置を考へなければならぬ。内閣總理大臣は、この點について一生懸命に大蔵大臣と相談してもら

いたい。これだけを希望いたしましたし、速やかに司法部の健全なる發達を祈つております。私の司法大臣に對します質問はほかに刑法問題においてありますけれども、この點はこれで終りまして、あとは同僚に譲ります。○岡井委員 總理大臣に御質問したいと思ひます。いざしくも一國の總理大臣に對するのてございますから、私は個々の法律論はいたしません。直ちに政治の根本に突入したいと思ひます。この間司法大臣が靜岡の刑務所の事件で、囚人どもが民主、自由を履き違へて刑務所長に要求するところがあつたといふやうなことを申されましたが、民主、自由の履き違へもございすけれども、今犯罪を犯す人々は、少しも恥じる色がないのであります。これは戰爭中政治家が眠つておりましたために、やめるべき戰爭もやめさせるやうにしなかつた。國家が山の頂きから顛落し行く姿が見えなかつた。あるいは見えても勇氣を出されなかつた。不明であるか、不誠意であるか、どちらかでございます。その人々が今日由主義者と稱して權要の地位についておられるのてございまして、結局國會中に人物なくして、今日の狀態に立ち至つた、かように思ふのであります。そこで司法部でいくら區々たる罪人を罰しましたところで、しようがないのであります。ひとつ總理大臣におかれまして、國家最高の機關として、戰爭の被害者たる一般國民に向つて、戰爭中の無能なる政治家を代表いたします——無能なる政治家とは議會人、新聞人、さうな人々を含むのであります。限つておつた政治家を代表い

だしまして、國會において一般國民に向つて詫言るとか、大いに陳謝する。あるいはこのごろできかかつております國家賠償法の精神に基きまして、何らかの賠償の途を講ずる。かような大義名分を明らかにすることをいたしませんならば、私は一般國民は承知するものではないと思ひます。一般國民は議會に向つて復讐する。かういふやうな觀念が大なり小なりあるのでございす。しかるにその根本が少しも正されておらないやうであります。これらのことにつきまして、總理大臣はいかがお考えでございまして、お伺いしたいのでございす。○片山國務大臣 なか／＼大きな問題を提供されておりますので、私はごく包括的に回答したいと思ひます。この戰爭はまことに遺憾であります。その原因は一にわが國の軍國主義、封建主義、獨裁政治、非民主的といふやうな問題に原因しておると考へております。つきましては、この軍國主義、封建思想を一掃いたしまして、民主主義の徹底をはかり、さうして平和國を建設するといふ積極政策に出ることが、最も必要な處置であらうと思つておるのであります。ただ過去の責任を追究するといふことにのみとられて、將來に對する施策をおろそかにするといふことは、祖國再建の十分なる方途は得られないといふことを考へておるのであります。兩建てにして進んでいきたいと思ひます。さういふ意味から政治に今まで携わつて戰爭の原因を大小なくつくつた人々ばかりかく公職追放といふやうな處置によりまして、過去の誤まれる思想の一掃に努力いたしますし、進んでは憲法

の改正より附屬法規一切の制度を通じて民主主義の徹底をはかり、平和國文化國を建設いたしました。國民の人權を擁護し、自由及び平等、平和、この思想によりまして、將來の政治の大綱を立てていかなければならない。かように考へて、目下懸命の努力を拂つて進みつつあるやうな次第であります。國民全體が十分にこれを理解して、これに協力される場合においては、必ず目的が達成せられまして、再び戰爭の過ちをするやうなことがないといふことを信じているやうな次第であります。○岡井委員 私は當時の議會政治家が、當局から秘密に説明を聴いたでございまして、當局大臣の顔色も見つておつたでございまして、彼ら軍部當局が戰意なきこと、眞の意味の戰意なきことを承知しておつたはずでございす。しかるに眠つておつたために、國家今日の悲境に落しこんだのでございまして、その責任に至つては、實に軍大である。しかるに彼らは恥も知らないこと夥しい、痛罵したいのでございす。ところがこれはもう済んだ問題でございすので、このくらいにいたしておきまして、たゞいま總理大臣は、現在も大いに努力せられておるやうなお話でございまして、から、その點について、一點お伺ひしたいと思ひます。現内閣は組閣以來四箇月に相なりまして、その間に私どもから見ますれば、石炭國管問題でもつて四箇月の時間を空費し、全部の勢力をこれに傾倒しておる。かういふやういふ見受けられるのであります。その間に東北並びに關東の大水害が起きたのでござい

す。これは必ず年々に起ることにきまつてゐる水害が起きたのでございませう。私は直接行政の側に當らない意思表示機關である議會政治家に對してすら、今日憤懣の情にたえないのでございませうから、直接行政權を承つておられる内閣總理大臣に要望するところも、はなはだ重大なものでございませう。靜かなる、妨害する人もない閣議の席上において、民主黨の關係を屈服せしめることができない。それだけの理論しなかつておられぬ。理論があれば、ほんとうに屈服させることができるはずであります。だれも議論のじやまをする人はないのでございませうから……それから言論界は、ほとんどあけて反對をしてゐる。かような國管案のためには、貴重なる、危急存亡のこの四箇月を空費いたしました。そして、私はこれは政治を解せざることはなほだしいものであると思つてゐます。それから、たゞだいま同僚委員から、司法部内のお話もございしたけれども、いろいろ種々雑多の議論をいたします前に、その根本をなすところの、たとえば三合配給をいかにするか。私はこの三合配給をなし得なかつたという點について、自由黨内閣は何をしておつたかといふことを、選挙中から糾弾してきたのであります。私は自由黨でありますから、自由黨は自由なる姿を失つてゐる。何をしておるのか。政治家としてはこの三合配給を唱え、また實行するだけの識見と膽力がなかつたならは、政治家を廢棄すべし、私はかように思つてゐます。これが凡百の諸惡の根源をなしております。總理大臣は、つばな不宗教家であられませうか

ら、よくわかりと思ひますが、日本國民の半數は食糧が少し足りないために怠けるという大罪惡を犯してゐるのではありません。怠けるという大罪惡は、人類歴史始まつてからの犯罪でありまして、これは主義主張のいかんにかかわらず、私は罪惡と思つてゐます。この大罪惡を犯してゐるのです。この大罪惡を即時やめさせなければならぬという覺悟が、ほんとうにできまして、ならば、三合配給も實行できるのであります。そうしたならば、われ／＼この司法委員會でいろいろ議論をする必要もなくなつてくるかと思つてゐます。判事待遇改善問題も、すべて解決するのです。かような根本の問題につきまして、そのためにこそ私は總理大臣があるのだと思ひます。新憲法によりますと、總理大臣は國務大臣を任命する、また罷免することができると麗々しく書いてございませう。それから政治はこの天地一體の姿のごとくに渾然一體をなしてゐるものでございまして、各省の大臣が單獨でなし得る天地は、毫末もないのでございませう。すべて總合的に立つて、總理大臣の方寸によらなければ、何事もなし得ないのであります。かるがゆえに、國務大臣にもものをお聴きするといふことも、無意味なのでございませう。新憲法におきましては、國務大臣は次官以下の地位に轉落してゐる。またさうあるべきはずであると私は思ひます。そこで私は總理大臣が、憲法規定の内閣の代表者として行政を行つ最高機關として、本然の姿に目覺めていただけだと思ひましたら、これは憲法違反であると思ひます。新聞を見ましても、またつらつら觀察いたしましたも、現在の政治に總理大臣の息が少しも通つてい

ないのであります。部下に任せて、部下がいいようにするといふのは、空位空權を擁する君主のやることでありまして、總理大臣ががやうなことをなされまして、ならば、これはつばな憲法違反です。安本の捜査臨検が憲法三十五條の違反であるといふくらいに騒ぎやないものであります。そこで私は總理大臣は私行上におきましては、私ども接してみましても、人格のにおいが腹を迫つてくるのでございませうが、國家を興すか倒すか、そういう重大問題に徹しませんでございしたならば、これは善良なる一市民といふことは言えるかもしれませんけれども、憲法の規定しております總理大臣といふことは、斷じて言えないのでございませう。内閣は國會に對して連帶責任を負つてございませうけれども、國が亡滅いたしました後に責任のとりようはないのでございませう。斷じて責任のとりようはない。この意味において、連帶責任といふ條文は、國が亡滅に瀕しまするときには、空文に終つてゐるのでございませう。さういふ重大事を考えまして、憲法に規定してゐる通りの總理大臣本然の姿に歸つていただきたいのでございませうが總理大臣ははたして、總理大臣たる職責を盡しておられるのでございませうか、その點を大臣にお伺ひしたいのでございませう。

○片山國務大臣 はなはだ多岐にわたりました御質問で、結論をいたしましては、總理大臣は憲法上定められた職責を全うしてゐるかどうか、こゝういふ結論に歸着せられるように承ひたいしたので、その點についてお答えしたいと思ひます。

第一の石炭問題について四箇月を空費した、こゝういふやうなお話でありませうが、決してそんなことはありません。石炭問題は御承知の通り、非常に重要な問題でありまして、閣議においても論議を盡して、十分練つて議會に提出する結論を見出す、そういうようになりまして、決してむだに過ぎたものではありません。また四箇月の間は、石炭問題ばかりに頭をつつこんだといふわけでもなく、その間に國家全般に關する問題を次々と處理してつづてゐるのであります。目下議會で諸君の手もとにおいて御審議を願つておられるやうな各般の問題が、それ／＼閣議を通つておられることによつてもわかると思つてゐます。私はなほはた微力ではありますが、全力を盡して委託せられた任務遂行にあたらんと考へてゐるのであります。殊に現在の情勢は、御承知の通り經濟的な危機でありまして、この危機を乗り切らないことには、わが國の再建はできないといふことを考へてゐるものであります。から、危機突破に中心をおき、やがてその見當がつきました上において、さらに建設的な復興政策に進まん、こゝういふ目標を立てまして、漸次實行に著手したしておるやうな次第であります。決して職を空しうするとか、あるいは空位を擁しておるとか、徒食しておるとか、ふところ手して動きをただ見ておるとか、そういうことは斷じてありません。今後の施策においても、十分にごらんを願ひます。ならば、大いに努力しておるといふことが、事實の上において御了承願ひすると思つた次第であります。

○岡井委員 私はいろいろ觀察いたしましたので、今は國管案を論ずべき場所ではございませうが、國管案につきましても、社會黨の面目をもつて國管案を重しとしてゐる、こゝういふ懸念を多分にいだくのであります。かつて軍部が陥つたやうな誤りを、現内閣が犯しておられつゝあるのではないかと杞憂するのでございませう。また意地になつて、かりに三千万トソ以上の増産ができることもしましたが、ほかの方面が犠牲に相なりましたならば、結局日本という一個のからだは生命を失うのでございませう。たとえ今後大水害がおきるといふことに相なりますると、その點から日本國家は生命を失うのでございませう。私は總理大臣は萬般の問題につきまして、大所高所から、このことを考へにならなければならぬといふことを、強く／＼御希望申し上げる次第でございませう。

それから經濟警察の問題につきまして、私はこれは同僚議員と反しまして、毫末も憲法違反ではない、こゝういふ持論をいだいてゐるのでございませう。憲法第三十五條は「侵入、搜索及び押収」とございませうが、これは犯罪檢察の場合でございまして、重點はこの押収、つまり私權の侵害といふ點にあるように思われるのでございませう。國家行政の必要上監督ができない、かやうな不自由なことでは、國家は行政の目的を達することができぬのでございませう。その迷惑は、いたづらに人權障礙を唱へてゐる國民自身の頭上にかぶさつてゐるのでございませう。國民自身の首を締める、自縛自縛といふことに相なつてゐるのでございませう。行政の作用は、さやうな貧弱なものではない。かるが故に、私は十分におやりになつてよろしい。

私はかように思うのであります。ただすでに各省におきまして、監査の権があるにかかわらず、経済安定本部にこの権を付與する。これにつきまして、大いに考えていただきたいのでございませう。経済安定本部の實情は、遺憾ながら屋上屋を架している。屋上に天を架しておるのならばよいのですけれども、似たりよつたりの屋上屋を架しておるのです。天を架しておるのではない。大所高所を設けておるのにあらずして、屋上屋を架している。あるいは、屋の側に屋を建てておる。いたずらに行政煩瑣にして役人を養ふのみである。苦しむのは生産事業を破壊される國民のみである。かような状態を呈しておるのでございます。これは新聞雜誌の論調一致したる議論でございまして、まず國民の輿論と言つてよろしいかと思ひます。そこで私は總理大臣がほんとうに経済安定本部の總裁たるの實を發揮されず、ちまたでは和田内閣とか何とか申し上げるが、さういふことではなく、總理大臣がほんとうに安定本部總裁たるの實を發揮される。ものごとを大所高所からごらんになつて實を發揮されるか、あるいは経済安定本部を今ただちに御廢止になつて、さうして各省大臣を次官格において、次官格としてみずから政治を行つていかれるか、このどちらかにしなければ、経済安定本部を設けたる趣旨に副わないのではないかと思います。違憲とか何とかいう議論を排してまで、監査の權を安定本部の役人に與えるという必要はない。さうなことは有害無益になつてくる。かように考えるのでございませうが、その點はいかがでございませうか。

○片山國務大臣 経済安定本部を廢止したらどうかということ、國務大臣を次官格とおつしやつたのですか、次官的に扱つていつたならばよろうじやないか、こういう御質問のようには思ひますが、経済安定本部は、現下我が國の情勢におきましては必要でありまして、これは屋上屋というわけではなく、まことに大雨が降るものでありますから、屋根をしつかりとしなければならぬので、二重の屋根を必要とする場合もあると思うのであります。人が弱いかからというわけじやない。それは準備を整えて、設備を十分にいたしまして對策を講じていかなければならぬ。周圍が荒れておる、こういう場合でありますから、経済安定本部の任務は、現在においては必要であり、また十分に發揮し得ると思つております。これについては官僚的にならないようにしなければならぬのであります。いさしく私が總裁として安定の指揮をいたしておる限りにおきましては、官僚的なやり方を十分に拂拭いたしまして、民主的にやりたいと思つております。のみならず國家の機構というものもだん／＼變つてまいりまして、權力服従の關係、あるいはサーベルを下げて威嚇した時代はすでに去つて、ほんとうに國民の福利増進をはかるという建前を進んでいかなければならぬのであります。し、かつまた國家の官吏は國民の公僕という觀念に徹していかななくてはならないのでありますから、その方針で進んでおるのでありますし、また進むべく努力いたしております。決して官僚化せしめないつもりであります。また國務大臣は國務大臣として重要な任務をもつておりまして、閣議において重要な發言をし、重要な施策を立てまして、さうして閣議決定を見るに至るのであります。内閣總理大臣を助けて、國政全般に對する事務を處理する國務大臣としての重要な地位をもつておるものでありますから、この地位を變更する必要はないと考えております。

○岡井委員 私は國務大臣を廢するといふような暴論を吐くのはございせん。ただ總理大臣が國務大臣の任命罷免の權をもつておられるということから考えまして、また現代の政治は一省の大臣の實力をもつてしては何事もできないのである。もしそれをしようとしなれば、贅贅者と同じようになつて、また刑務所が完備いたしました。刑務所がいたずらに壯麗を呈するのみであつて、世の笑いぐさになる。かような滑稽な悲慘な状態を呈するのでございまして、ひつきよう國務大臣のみをもつてしては、何事もでき得られないものではないのであります。これはぜひとも總理大臣の生々發刺たる、活氣凛々たるお働きにまななれば相ならぬという意味で、國務大臣は總理大臣の一使用人である、總理大臣の一次官に過ぎないといふことを私は絶叫するものでございまして、私はそのことの實質を論ずるのでございませう。憲法は憲法の條文に麗々しく書いてあるように思ふのでございませう。ところが、ただいまの右安國管問題にいたしましても、私は安本總裁たる總理大臣の息が通うておるか通うていないのか、まつたかわらないのであります。息があるのかないのか、一般國民もおそ

く感じないほど微弱であると思ふのであります。これが憲法違反であつて、安定本部の官吏に監査權を與えるのが、憲法違反とか何とかいうような騒ぎではないのでございませう。その總理大臣の本領を發揮せられないために、關東の大水害だけでも、少くとも五百億以上の大損害を國家に與えておる。これをもし政治家がそらばんを知つておりましたならば、大局をながめておりましたならば、わずかにその十分の一、百分の一の費用を投じて、五百億以上の大損害を防ぎ得たのでございまして、現内閣及び歴代政府、ほとんど、現内閣のきいたことを考え、大なるところにおいて算數を知らない政治家のみがそつておつた。かようなことも現總理大臣が、ほんとうに總理大臣たる實を、憲法の條文通りに發揮せられておりましたならば、私は幾分防ぎ得たのではないかと痛嘆して、農民の人々がお氣の毒でたまらないのです。またこの食糧危機の叫ばれておる今日、何たることかと考えます。首相は道徳と政治の一致といふことを頻りに言つておられますが、實際に行うのでなければ、空念拂であつて、東條首相の二の舞をされることになるのであります。かような點について、道徳と政治、經濟、法理、すべてが一致しておるのであつて、ほんとうの政治家たるの呼吸がわかつておいでになるかならぬのか、私ははなはだ怪訝にたえないのでございまして、この點をお聴きいたしました。私の質問を終りたいと思ひます。總理大臣は眠つておるのではないといふ言葉でございましたが、四箇月の政治の實際に徴してみますと、私も一般國民も、總理

大臣だけは眠つておられるような感じを受けるのでございませう。事務はまつておられるように思ひますが、政治はやつておられぬような感じを受けるのでございまして、これは大なる憲法違反でございませうかといふことを、重ねてお伺ひ申し上げたいのであります。○片山國務大臣 職責の重大なることを考えまして、日夜心を痛め、かつ胸に鞭をあてつて進んでおるのであります。決して安易なる道を選んで、安閑としておるわけではないのであります。水害の問題につきましても、その被害を最小限度に止め、氣の毒なる方を救ひ、復舊を急がなければならぬといふことにつきましては、全力を傾倒して、目下努力しつつあるような次第であります。しかし雨が降りすぎたといふような天の災害までも政府のせいだといふことになつてまいりますと、政治上の責任があまりにも大きくなりまして、われ／＼はとてこそまでは防ぎきれませんが、人力でやり得る範圍内においてはできるだけのことをやつて、そしてお氣の毒な方々の被害を最小限度に止め、救済の實をあげたい。この經驗を生かして將來の施策にあてたい。かように考えておるのであります。御質問の趣旨によりまして、最大の努力を拂ひ、最善を盡したいと考えておるのでありますから、その點は十分御了承を仰ぎたいと存じます。○岡井委員 もう一點だけ申し上げたいと思ひます。天の災害を政治の罪にするものではございませうが、新聞なんかを見ましても、決して天の災害とは一般は見えないやうであります。この點につきましては、私は現内閣を

答めるよりも、これまでの内閣を答めたいのです。現内閣を答めるようなけちな考えは私は毛頭ないのです。ついで、この間までの自由党内閣に至るまでの責任の方が遙かに重なるに重大である。ところが現總理大臣におかれまして、もしもほんとうに組閣以來活氣凛々たる政治をなさつておられませんでしたらば、私はこの災害の何割かは防ぎ得たと思ひます。木村内相のごとき、これは怠慢であつたという、非難は、隠れたる方面におきまして非常にかまびすしいようであり、私は木村内相の人物評も承りましたが、決して現内閣において責任なしとは言えないと思ひます。私は宗教家たる現首相は、天の災害も政治の責任でないかと、そこまで顧みる謙虚な態度、精神と物質との関係はおわかりと思ひますが、さうな理論を政治の方面に御利用あそばされたいから、私は總理大臣が政治がおわかりかどうか、さつき怪訝にたえぬと申し上げたのであります。ほんとうの政治をおやりになりますなら、私一人でも現社會黨内閣を助けたいと思ひます。私は區々たる闘争をやつてゐるのではなく、首相はさらにお考えを願ひたいと思ひます。宗教家たり、政治家たる本分に徹していただきたいのであります。これで私の質問を終ります。

○松永委員長 花村君

○花村委員 私はこの經濟警察官の臨検、検査等に関する法案について、他の同僚と變つた觀點から首相に質してみたいと思ひます。

近來出てまいります法律案を見ますと、ほとんどすべてが、その末項に罰則の規定が設けられておる。おそらく現在政府で出された法律案のうちで、その末項に罰則の規定の載つていない法律案は、まことに乏しいものであると申し上げてよからうと思ひます。本案もこれまた罰則の規定が載つておるのでございしますが、しかし再建日本の跡始末をやつていかなければならないもの／＼の施策に對して、こゝう一面に何と申しますか、威し文句で國民にそれ／＼の事柄をなさしむるような考え方は、決して私は妥當ではないと思ひます。決して私は妥當ではないと思ひます。最高度の民主主義を主張しておられる。また社會黨におきましては、この供出に關しましても、強權の發動はいかぬといふことで、強權の發動に反對をいたしておるのであります。が、とにもかくにも、こゝう重大なる時局を擔當して、さうして／＼の再建に關しまする事柄をやつていく上においては、どうしてもやはり國民の自主的な、國民の喜んで進んで参加するところの協力を求めるという方途を講ずることこそ必要であらう、こゝう思ひます。しかるに何もかもに違反をした場合はひつくるというやうな、こゝう法制の建前は、あまり私は感心をしたものでないのみならず、首相の當にもつておられる持論に反すると思われまゝ、いかにござりますしやう。

○片山國務大臣 原則的な建前といったしましては、ただいま花村君の御意見通りであります。私もさういふ心持であります。罰則を振りかざして眞先に臨む、これをもつて威嚇するといふやうなやり方は望ましいことでもなく、それは避くべきことと思ひます。しかしこの條文は、全文四箇條でありまして、その第四條——一番おしまいの條項にこれを規定しておるのであります。この法律の精神を活かそうと思ひます。この法律の精神を活かそうと思ひます。その罰則を規定いたしました。これを引締める必要はないといふ、最後のやむを得ざる處置に出るものであります。御指摘のやうに、眞向から振りかざして、冒頭にこれを書いておるといふ精神では決してないのであります。やみの撲滅等につきましても、できるならば國民運動として、國民の道義に訴へ、國民の經濟的認識を深めることによつて、やみの撲滅を進めたいと思ひます。たとへば經濟白書を發表いたしました。わが國の經濟事情を診斷し、この通り悪いからこれを建て直してさういふにしなければならぬ、こゝういふふに實相を國民に知らしめ、國民の協力を求めて、やみの撲滅に進んでいきたいと思ひます。さらに政府は組閣後たちちに、國民運動に對して十分力を入れなくてはならないと思ひます。國民の自發的な、自主的運動のあがることを大いに熱望いたして、それ／＼の團體に呼びかけようといふことなども御承知のことと思ひます。これらは一に罰則によらないで、國民の道義心、國民の良心に訴へ、さうして心からなる共鳴、協力を得て、不正を撲滅して、正しき生活の途につくことを要望いたしたやうな次第であります。罰則で威かすといふことは、萬やむを得ない場合、また法律の體裁として、そのほじめをつけなければならぬといふ場合にお

いては、やむを得ずさういふ規定が出てくるといふことは、法律の體裁といつたしまして、法律を效果あらしめる點からいたしまして、必要なことであらうと思ひます。この點は花村君も十分に御了承のことと存じておるのであります。

○花村委員 私は法文に現われたことよりも、立法上流るる思想について、ただいま申し上げたのであります。おそろく今日出ておられます法律案で、罰則の規定を設けておられないものは、まずないと思ひます。こゝういふ威嚇主義の觀念に基く立法といふものは、それは根本的にやはり改めるといふことが必要にやないかと、こゝう思ひます。さういふが、どうも首相の答辭が少し長過ぎるやうに思ひますが、もう少し簡単に私の質問に即ちうに答へんとするやうに、ひとつやつてもいいといふこと、さうして前回同僚の質問を讀んでおりました、なかなか不得要領で、急所へいけば逃げるやうな答辭をやられておるやうに考へるのであります。それはどうか、長いといふことによつて、やはりさういふところへもつていく機會が出てくるやうに思ひます。さういふ、さういふ率直に、さうして良心的に、悪いものは悪い、よいものはよい、はつきり答辭を願ひたいといふことを、まず注文いたしておきます。

そこでこの問題は首相に言ふのは無理かもしれぬと思ひます。から、首相がおわかりにならなければ、政府委員でもよいのであります。安本の今日の職員の数——本部並びに地方における職員数と、さうしてそれに伴う人件費がどの程度にかつておるかといふことを、まず第一にお尋ねしておきたいと思ひます。

○片山國務大臣 その點は花村君のおつしやる通り、私にはよくわかつておりません。政府委員から答辭いたすことにいたします。

○田中(己)政府委員 私からお答え申し上げます。中央地方の人員の點で、現在の人員をいたしましては、一級官が三名。

○花村委員 いやさういふことは要りませんから、全部の總數でよいのです。質問を讀んでおられぬから困る。全國の中央、地方を通じて全部の數を言つてもらへばよいのです。

○田中(己)政府委員 全國には三百三十三名であります。人件費は一人二千萬ほどの割合になつております。

○花村委員 私の伺つてゐるのは一人いくらにやない。總算を讀んでおるのです。さうしてもう一つお尋ねしますが、新聞で見ますと、査察官だけですが、これは七千九百名になつておるのではないですか。これは新聞が間違ひですか。査察官の査察官だけでも七千九百人といふ數字になつておるのに、本部並びに地方を通じて、出店まで入れて三百三十三人といふのはおかしいやうに思ひますが、それでよいのですか。

○田中(己)政府委員 七千九百人と申しますのは、全國の地方廳に附屬しております經濟監視官が七千人おりまして、これは安定本部の中にはいつておられぬ人員であります。安定本部の豫定の定員をいたしましては、八百人といふことになつておるのであります。これはまだ充員はしておりませんし、

現在の實員といたしましては三百三十三人という事になつておるわけであります。

○花村委員 そうすると、それはどこに属しておるのですか。ここに安本から臨検検査に關する法律案が出ておるのですが、これはやはり安本に属しておらないのですか。それから人件費の總額はいくらになりますか。わからなければわからないでよいです。

○田中(己)政府委員 人件費の點につきましては、今正確なことはちよつと申し上げかねるのでございますが、いすれ調査いたしまして御報告申し上げます。

それから經濟警察官と申しますのは、安定本部に属しております官吏でございます。これに臨検検査權というものを御附與願いたい、かように考へるのでございます。あとの七千人と申しますのは、地方の經濟監視官と申します地方職員に相なつております。これは手傳いをする官吏ということになつております。

○花村委員 地方に属しておるといふのはどういふのですか。地方の自治團體に属しておるのですか。そのことををはつきりしてもらいたいと思ひます。

○田中(己)政府委員 これは内務省の官吏でございます。各府縣の警察部の職員ということになっております。

○花村委員 そうすると、この案は經濟警察官と内務省に属しておる警察監察官、つまりこれは權限に關する法案でしよう。そういうことであるとするならば、これは内務省から出すべきものではないですか。安本とは全然關係がないのですか。内務省所管ですか。し

かしこれはこの前私が安本長官に司法警察官に關する質問を併せていたしましたときに、この警察官といふのは、一面において司法警察官であります。權限をもつておる。これはこの場合の理由の中にもあります。司法警察官の職務を行うのである云々、であるから、司法警察官の資格を與えるという事であれば、むしろこれは内務大臣の所管に入るべきものではないか、しかるにこれをし安本長官が指揮監督していくといふことは、警察行政の建前から言つてよろしくないじやないかといふ説明をいたしましたときに、それは内務省の所管に屬するといふことは一言も言わなかつた、それは安本長官の前の答辯が間違つていふと言われるのですか。

○田中(己)政府委員 經濟警察官は三百三十三人でございます。これが安定本部に属してゐるのであります。安定本部の官吏なのであります。ただいま申し上げました經濟監視官と申しますのは、これは内務省の役人でございまして、經濟違反の取締りその他にあたる警察に属してゐるのでござい

ます。

○花村委員 そうすると、經濟警察官も監視官も、同様に司法警察官の職務を行つてゐるというわけですか。

○田中(己)政府委員 その通りでございます。

○花村委員 そうすると、新聞にあるのが間違ひであるのであります。また諸所の警察署長に聴いてみまると、要するに經濟方面を擔當いたしております司法警察官といふものは、安本から派遣されてゐるということをこの警察へまいりましても言つてお

るのであります。この七千人の、そうした日本全國の各警察へ按配してあります監視官といふのは、經濟警察本部から行つてゐるものであると警察署長が申し、われ／＼もそう考へ、一般もそう見てゐるのであります。が、今の説明によれば何か誤りのようであります。これはまた私の方ですらに調査をいたして見ることにいたします。そこで首相にお尋ねしたいのは、とにかくにもこの安本の機構權限といふものが非常に擴大強化されてきた。殊に現内閣に至つて、ますますその度合を増してきたといふことは衆目の見るところであり、しかも今日やつておられます政府は、むしろ三派の連立内閣の政治にあらずして、安本の政治なりともいわれてゐるのであります。これに對しまして、首相がこの一週間あまり前の新聞で見まされば、この安本の行き過ぎに對して警告を發しておられる旨の記事を見たのであります。が、この案のことも、やはり安本の行き過ぎてゐる事實を證明するつばな一つの證據になると、さう申し上げてよからうと思ひるのであります。これは首相といたしまして

さうあるべきことであると、われ／＼も心からなる賛成を表しておつたような次第であります。が、どうも昨今安本の權限といふものが、とかく行き過ぎになるというふうなことは、これは世間で言つておられるばかりでなく、事實であるとして申し上げてよからうと思ひます。が、こういう機構も時局の現段階から考へまして必要でありましよう。設くることにあえて異存はないのであります。けれども、だんだん行き過ぎの職務權限を擴大擴大

していくといふことは、これはまことに私どもは慎まなければならぬじやないかと思ひます。これはやはり前の同僚からも質問があつたようでありまして、健全財政を保持すること、行政制理とをならみ合せて、なるべく各官廳の擴大強化に對しては、思ひきつた規制を加へることこそ望ましいことである。しかし首相はこの前の答辯において、内務省はすでに解體の運命にあるといふことで、これが行政整理の一つの手柄のごとくに取上げられて言われたようであります。が、本日の新聞を見れば、また本日上程される議案を見ますと、この内務省の廢止がどうやら變つてくるような空氣に相なつてきておるのであります。が、かりに然らずとして、以前のごとく廢止の運命に陥るものと假定いたしましたとしても、これは行政整理に何らの寄與をしないものである。看板をとりはずすだけで、内務省の多くの機構、あるいは職員といふものを、各省に皆それ／＼わけられることになつておつた。私は内務省の人からさういふ説明を聞いたのであります。看板はとりはずしたのであるけれども、依然として内部の機構、あるいは人員に對しては、何らの影響もない。ほとんど首を切られる人はないといふことである。はたなてしからば、現内閣において、この健全財政を堅持する意味において、行政整理をなされる面が一體どこにあるのか。それは社會黨としても、あるいは總理大臣として、また社會黨の諸君も、議會において、その黨の掲げる政策において、まず行政整理を斷行しなければならぬといふことは、はつきり聲明されてゐる。しかるに今日行政整理にほとんど

手がつけられてゐない。それどころか、むしろ行政は擴大強化される方向に向つておる。あるいはこの前の答辯で配置轉換を盛んに言われたのであります。が、配置轉換もある嚴格な意味から言へば、行政整理の一つになりましよう。なりましようが、こんなものは消極的のもので、ほんとうの行政整理というものではない。行政整理は機構、過剩人員と經費の思ひきつた節減といふことです。これ以外における配置轉換では、一方の場所から一方の場所へ移すというだけで、何ら行政整理ではない。少くとも徹底した行政整理ではない。ところが、どうでありましようか。今日の各省の機構といふものは、ほとんどその機構において、人員において、戰時中のそのまゝが、依然として残つてゐる。ところが、戰爭中は、要するに官僚と軍部が結託をいたしまして、軍備の方面と官僚機構の方面に對しては、いやが上にも擴大強化してゐる。従ひまして、今日役人の數がわが國において二百五十萬ないし三百萬と呼ばれてゐる。六世帯に一人の官吏がある。これはこのまま推移いたしますならば、官吏亡國の結果をみねばならぬとまで絶叫せられておる。戦前の昭和十一年の役人の數と今日の數を比べれば、二倍強に相なつております。殊に鐵道あるいは通信のごときにおいて、鐵道に關します一例だけをつまんであげてみますならば、國鐵において戦前の昭和十一年に二十二萬八千人の職員であつたのであります。それが二十一年には五十七萬八千人に相なつておる、二倍半です。そして本年なおかつこれに十萬あまりの職員を増加しようとして、増加しつつある。そこで昨

から今日まで諸官廳の機構、人員がそのまま残つてゐるということにお認めにならぬかどうか、これが一つ。それから戦時中より仕事が増えてきているかどうか、これが一つ。またあなたの言われる行政整理というのは、一體どういふことであるか。これも長いこと言はずにいへない、こういうものだといふこと

臨むといふよりも、ほんとうの國民のために盡すものでなければならぬ。こゝういふ意味から、いろ／＼の社會的の仕事やら、經濟的の仕事やら、産業發展の仕事、國民生活に關する仕事を、だん／＼國家がやつていく、こゝういふことになるのであります。この意味において、安本も機構は相當大きくならざるを得ない情勢になつてくるのであります。一にこれはわが國の經濟を調節せまして、それを正式のルートに載せましても、國家再建に向うための用意にはかならないのであります。いろ／＼長く申し上げたいのであります。いろいろ、あまり長くなりまするとよろしくないと思ひますから、簡潔に申し上げますが、そゝういふ意味で國家の仕事が非常に民主的となり、國民本位となつてくる、こゝういふことにこれからしますから、勢ひ國家のために働く官吏も數が増えてまいりましょう。しかしそれは決して官僚の走狗なり、あるいは官僚機構の擴充なりといふわけにはいかない、かように考へておる次第であります。

○花村委員　どうも首相の答辭が私の質問とはずれてゐる。もう少し質問にびつたりいくようにやつてもらいたいのです。まさか故意であるとは私は申し上げませんけれども、それでは簡単に率直に伺ひます。そうすると戦時中

を簡単に言うてもらいたいと思います。この三つについて伺います。

○片山國務大臣 第一の、戦時中の必要な機構は、目的を民主的にかえまして、そのまま残し、これを民主化せしめつつあります。第二の仕事はおそらく殖えていると思います。國家再建のために、危機突破のために、經濟機構の順調なる進み方をするために、仕事の仕事には非常に人を要求いたしておりますが、簡單なる仕事の方面には人はあまつていると思いますので、これを配置轉換してまわしていかなければならぬと思つております。そうしてまず今日の行政機構の改革は、合理的に企業の整備をやつていく。勞働力の配圓満なる活用をはかつていくために配置轉換をやつていく。やむを得ず失業者を出す場合があるであらうでしょうが、それは萬やむを得ない處置にすぎないのである。政府といたしましては合理的にこれを進行いたしたい、かように考えております。

○花村委員 今の御答辭で私も少し驚きました。日本の國內事情、窮狀、そして役所の萎といふものについて、もつと認識が深く、またそれに適應した處置をとり得能力をもつた首相や

あると私は考へておつた。ところが今時の答辭を聴いて私は意外に考へる。戦時中の仕事は民主化された、これは包括的に言ふ言われたのであります。が、それではどの役所の何が民主化されたか、何を言いたくなるが、しかしこの言葉では、聞く必要がない。戦時中の多くの仕事はなくなつた。民主化されて仕事が多くなつた、あなたはそんな見方をしているのである。からい政治がでないのですよ。これは私は眞剣で言ふ。それは總理大臣は良心的にそういう言葉を述べたのである。あるいは一時を糊塗する意味で述べたのである。それを私は知りもしませんし、とがめもしませんが、しかし少くともそういう考へであつては、このわが國の非常時をほんとうに眞剣に押切つていくといふことは、いかに私は眞剣で言ふ。そうしてまた仕事も減え、これから減えなければいけない。それじや行政整理といふことはちよつとも意味をなさじやありませんか。そんな小學校の生徒に言うような答辭をここでして済むと思ひますか。私は憤慨せざるを得ない。あまり人をばかにしてゐる。もう少し眞剣にやつてもらひたいです。何ですか。だんだんに役人も減え、仕事も減えていき、だんだん役人も使わなければならぬようになるだろう。それじやあなた行政整理といふことは少しも考へられないじやありませんか。しかも行政整理は配置轉換だけのことを言われておる。なるほど配置轉換も行政整理の一つでしょう。要らぬところから要るところへもつてくる。そんなことがほんとうの行政整理ですか。あなたば良心

的に言われておりますか。私は眞剣です。じやうだんじやありませんよ。行政整理は配置轉換だけでいいなんという理論がどこにありますか。政治家にあらずとも、そんなことは言ひません。少くとも機關の上において、人員の上において、あるいは經濟の上において縮小していくといふこと。そうじやありませんか。この二、三日前の新聞で、あなたは何と云つておられますか。民間企業の健全化をはからなければならぬといふ意味で、民間企業の健全化をはかるには、過剰人員を整理して、そうして／＼の點を合理化して整理をしなければならぬ。そうして企業の健全化をはかるべきであると言つて、民間企業のことをあなたが力強く言われ、しかも民間の整理に對して、官業も率先して模範的に整理することゝ示さなければならぬと言われて、その記事が新聞に出ておるのはありませんか。そうあなたは言つたことはあります。配置轉換だけが政府の整理だなんて、そんなばかげたことで、この質問を糊塗しようといふようなことは、大なる間違ひである。もう少し眞剣にやつてもらひたい。私は何もあなたを攻撃するといふ意思は毛頭もつておらない。むしろ敬意を表してゐる。尊敬の念をもつてゐる。しかるに今の答辭は何ですか。もしそういう答辭よりできぬといふことであるならば、私は總理大臣をすぐにおやめなさい、と言ひたい。その點はどうですか、さらにお尋ねします。

○片山國務大臣 非常に花村君激昂されたようであります。この問題は、先はどうか私が御答辭いたしてありますことと關連して、連絡のあることを御了承願ひたいのであります。すなわち内務省の解體は行政制度の改革であつて、これは行政整理の一つである。そうして自治を尊重したり、警察制度の改革をやつたりしまして、行政の制度の根本に觸れようといはしてゐるのではありません。また戦時中の機構も、むだなもの、要らないもの、いけないものは、全部廢止にしまして、そうして民主的な方向にこれを轉換したり、民主的なものと機構をえをしまし、努力いたしておるような次第であります。また國家そのものが、これも先ほど少し長く言ひ過ぎたわけでありましたが、國民のために動かさなければならぬ國家であるから、國家の官吏といふものは國民の公僕である。公僕として福利増進のために仕事をするのである。そういう意味で、おのずから國家の仕事も減えてきて、國家が民間の仕事に引受けてやるというやうな事項も多くなつてくるのである。こういうふうな意味において、行政機構の改革が、漸次國民福利増進といふことと民主化といふことを中心として動きつづけるのである。こういう意味に申し上げたのであります。子供のやうなことを申し上げたのでは決してないのであります。最も重大なわが國の民主化問題、わが國の行政機構の改革の目標をいふことにおくか。官僚制度を打破して獨斷政治を打破つて、直に民主的機構にこれを動かす。こういう重大な問題に對する政府の考へを申し上げておるのであつて、その點は十分に御了解願ひたいと存するのであります。そういう意味から申しまして、官吏の数が減え

るといふことは、民主國としての建前からやむを得ない現象になつてきているのである。そうして人員を合理的に動かしたり、また事業の合理的な處理をやつて、いかなければならない。そうして勞働力の配置やら機構の改革やらと相まつて行政機構の刷新はだんだん行われてくるのである。なお官吏につきましては、國家公務員法をすて提出いたしまして、諸君の御審議を得つづけるのであります。これも官吏の獨善を排し、眞に人材登用、能力主義、資格萬能を排し、ほんとうに野に遺賢なきを期する。こういう意味からやつてゐるのであります。これも大きな行政機構に對する改革であらうと考へております。なおまた行政改革に關する案を練つてゐるのであります。あるいは諸君の審議を願ひ得る時期も近くなるであらう。さうに考へてゐるやうな次第であります。

○花村委員 行政改革が行政整理の一つのやうに言われたのですが、これは嚴格な意味における行政整理ではないでしようが、廣義における行政整理の中へは含まれるであらうしやう。しかし眞の意味における行政整理といふものは、行政で必要なものはすべてきちんと残り、不必要なものはそれを取去つてしまふ。簡単に言えば机の整理と同じことです。ちやんと要る書類は整頓をして残しておく。いらぬものは紙くすかごに捨ててしまふ。そうして整理をする。そうして中をきちんとして。國家の行政整理も同じことです。そうして經費は節減して、ちやんときちんとしてゐることです。そうしてこの内務省の解體が、何かそれは地方自治の權限を擴大強化したり、そこにいろいろの關係は出てまいりましよう。改革により／＼の姿が現われてくるであらうしやうけれども、この内務省の解體によつて、眞にわれ／＼は、先ほど申し上げましたやうな本然の意味における整理といふものが行われておるかと考へておりますが、もし行われてゐるとするならば過剰人員何名をどうしたといふやうなことも、おわかりになつてゐるのではありませんか。それがわかつたら具體的におしやつてもらひたいし、そういう細かいことは首相としてわからぬといふのならば、それでもない。いいけれども、想像でここで答辭されると困る。事實に基いて大體の報告を受けて、内務省はこゝになつてゐるからどうだといふことを知つた上で言われるのはいいが、大體どうだといふやうな揣摩臆測で答辭をされることは、大いに迷惑だと思ふのであります。内務省の解體は、すべて必要で残しておいてたゞ整頓したと言ふのであるか。その中に不必要なものもあつたから切り捨てて紙屑の中に捨てたと言ふのであるか。そういうことであるならば、その人員は何人くらいであるかといふことをお示し願ひたい。簡単に御答辭願ひます。

○片山國務大臣 行政整理といふことが人を減らすといふことだけに限つてはいない。私が考へてゐるので、いささかの點において、食い違ひがあつたのではなからうかと思ふのであります。私の考へは、今までの封建的な官僚的な機構の根本改革をやり、制度の改革を斷行する。制度の改革に伴ひまして、人員の配置轉換はおのずから行われてくるのである。内務省を解體することは、官僚機構の大きな改革であ

正、あるいは裁判制度に關しまして、いろいろと變つてくる。こういうことによりまして、配置轉換が必要に應じておのずから行われてくるわけであります。内務省の解體により、どれだけの人が反古籠の中に入れられるような状態になつたかという點については心得ておりません。まだそこまでは承知しておりませんから、今日お答えするわけにはいきません。

そして次に移りますが、こんどは本案に直接觸れてくるのであります。この前の答辯を聴いておつても、鰻をつかむように、何だかずる／＼抜けていつて、つかめたかつかめないのかわからないような答辯をされている。今までの答辯もあまり私は感心しないと思ふ。少くとも質問者の質問に對してピンときたものが一つもない。この日本の經濟警察官の臨檢検査等に関する

○片山國務大臣 「各廳事務の總合調
整及び推進並びに施策の實施に關する
監査及びこれに關連する」といふこれ
は、各廳の事務だとおつしやるのでし
ようか。

○花村委員 各廳事務に關連してある
というのに對して……。

○片山國務務大臣 私どもさように思
います。

○花村委員 そろしますと、こうい

ております仕事になると思ひます。

○花村委員　もちろんそれは官廳に關する、官廳を對象とした仕事ばかりであるというわけじゃない。これは前よりはもちろん「經濟安定の緊急施策について企業立案の基本に關するもの」というのでありますから、これは一般人民と何らの關係のない職務權限である。であるから、これから前は問題はないのですが、その後です。「各廳

うと云うならば、具體的にそこをひ
つ指摘してもらいたい。それです
ら、私は今言うたことを要約して申
します。經濟安定本部の職務權限は、各
廳に對する關係——もちろん金匱、立
案は、これはもう自分の廳だけです
ら、これは對象はありませんよ。こ
もあるいはいろいろの材料を集め
り、官廳に對象になる場合もありま
しょうが、とにかくにも各官廳が職

[608]

するが、その監督を有効にし、かつまた國民經濟に役立たしめるようにするためには、たゞ事務的にそれを行うのみならず、前の立案を活かして、そうしてその立案が有効適切に動いていかうかといふこととのならみ合わせをしていかなければならぬ、こゝの意味から、官廳の監督機關だけじやなしに、國民の經濟的活動についても對象として考えていかなければならぬ。

○花村委員 さて、そういうことになるといふと、あなたがさつき認められた點と違つてくるのだが、經濟安定本部の職務權限といふものは、昭和二十二年五月十日公布された勅令によつて

權限が與えられたといふことは、これはあなたはお認めになるでしょう。なつて、しかもその職務權限を包括して規定してありますのがこの第一條なんです。第一條で、今言われるような、私が申したよりもつと廣い權限をもつておると言ひが、一體そういう條項がどこにあります。もし書類がなければ、これをお上げしますが、そこにはありませんか。經濟安定本部令です。

○片山國務大臣 あります。

○花村委員 どこにあなたが言われる一般人民で相手をするといふ事項が書かれておりますか。これに書かれておらなうでも、そういう權限をもつと言われるのか。そうすると、勅令で權限が與えられておるのに、勅令以外の權限も、勅令になくてもとると、こゝういふ結論になるのですか。それをはつきり言つて下さい。

○片山國務大臣 そう解釋を、機械的と言ふと語弊があるかもしれませんが、けれども、狹義に固く解釋しないで、經濟

がほんとうに動いて、隱匿物資が國民經濟のため、國民生活のために活用せられることを國民は望んでおるのです。その望むために、經濟統制の勵行に關する事務といふことが相當廣く解釋せられてよろうと思ふのであります。私の解釋では、經濟統制の勵行に關する事務といふことは、非常に廣く考へておるわけでありまして、

○花村委員 どうも勝手な解釋をされるので困りますが、少くとも經濟安定本部の職務權限といふものは、この第一條以外に出ないことは、これは法律家として、首相も當然おわかりのこと

だわと思ふ。この文句をどういふ意味に解釋するか、あるいは狭く解釋するかといふ、文字解釋の問題は出てきましよう。きましようけれども、大體においてこの文句を讀んで、この文句をはずれた權限をもつておるとは言えない。またそういう解釋をするといふことになれば、これは重大です。法律をつくつておいて、そうしてまた勅令で規則をつくつて、その規則がつくられた文句によつて大體解釋をなされぬで、勝手な解釋をせられるといふこと

になれば、これは重大です。法律を根本から覆へすことになる。どうもこゝういふ點において首相の今のような答辯じや、われ／＼は納得できない。それであるから、どの條文がそういう解釋ができるか、それを具體的に、簡単に言うて下さい。ここからこゝまでだ、この文字解釋を廣義にするのだといふことを簡単に言うてくれませんか。いろ／＼附け加えて言わないで、私はそれだけでよいのです。

○片山國務大臣 經濟統制の本質から、この法律を五月一日公布の經濟安定本部令の精神に鑑みて、先ほど申しましたように、物資活用面から、國民經濟をよくする面から申しまして、經濟統制の勵行といふことは、官廳の事務のみを對象とするのではなくして、對象を廣く考へないことには、勵行の實は上つてこないものである。その意味から申しまして、これを廣く解釋し、國民をも對象とすることが本令の精神に合致するものであると考へるのであります。

○花村委員 そうすると、あなたはさつき認められたことを取消されるので

すか。各廳事務に關連する經濟統制の勵行に關する事務を掌る、こゝういふ意味で各廳に結びつけるといふことをお認めになつた。この文言からいくと、統制事務に關することは、各廳を對象としておるといふことになります。今あなたが質問したら、その通りだと認められた。そうするとそれを取消されるのですか。それともそれを認めて、なおかつ今のような議論をなさるので

すか。今これに對しては憲法三十四、五條に反するといふ議論である。この大それた權限を安本廳が掌るといふことは、言語同斷であると申さんければならない。それは精神解釋でいくのであるか、その點はつきりといふべきでないで御答辯願ひたい。

○花村委員 そうすると、私がただいまお尋ねして讀まれた各官廳に、統制の勵行に關する事務を掌るといふことが結びついておるのだといふことをお認めになつたことは取消しをするのですか。それはどれですか。取消するか取消さないか一言おつしやればよい。

○片山國務大臣 結びついておつても

差支えないと考へるのであります。官廳の事務といふものは帳面をつけるだけではなくて、相手を見て、そして總合的に考へていくところに初めてその勵行の實があがつていくのであると思つておるのであります。

○花村委員 それでよくわかりました。そうすると、この職務權限に對する文字を類推解釋をして、押し擴めていつて、そこへもつていこうといふのですが、それはとんでもないことだ。これについては憲法違反の議論が出ておる。しかも犯罪があつて捜査にいくとか、あるいはその他臨検するといふことでは差支えないが、犯罪でないのに出ていつて臨検検査をする。住所の安寧を案ずるといふおそれが十分あることを、本案でもこの理由の中に認めておる。この説明の中に認めておる。人權保障を起すおそれがある、危険があるから、自宅などは除いて、そうして主として事業場であるとか、あるいは工場であるとか、倉庫であるとかいふところに局限したのだ、こゝういふ説明をしておる。これはなか／＼重大な問題であることを認め、その説明でも認めておる。しかるにこゝういふ重大なる憲法違反の問題まで論ぜられておられます。對して、ただ文理解釋を擴張して、そうすることがよいのだ

といふ法律解釋をすることは、これは大なる誤りである。しかし首相がそれによいと言われればそれまでのことでありますが、ほかのことなら別ですが、あえて強く言われないのであります。少くともこゝういふ問題に對して、そういう解釋を進めていくといふことは、まことに危険きまるものなのである。しかも司法警察官を使う。そういうようなことまでする強力なる權限をもつた下級官吏の權力の發動を、そういう氣持でやらせるといふことは、人權保障を奨励する大きな導因になると、私は斷定してはばからない。こゝういふことで、はたしてよいで

ありましようか、それをさらにお尋ねいたします。

○片山國務大臣 この前にもお答えいたしました通り、憲法の規定は犯罪の捜査といふことに限定されておるのであります。その場合においては、令狀なくしてはやることができない。しかしこの場合は行政あるいは經濟に關する問題である。行政の行動である。その場合においては、令狀がなくとも、經濟統制に關する勵行、その他の國民全般から考へまして、やることを適當と考へた場合においては、經濟行動としてやるのである。しかし、一度犯罪

問題が捜査といふ面において出てまいりました場合においては、令狀を必要とすることは言うまでもないのであります。嚴格にその關係を明らかにいたしまして、いやくも人權保障の事實なきを期したいと考へております。

○花村委員 よくわかりました。わかたつたといふことは、首相の説明が間違つたといふことがよくわかりました。そこで私は結論だけ申しておきま

ず。誤つた考えをいつまでも聴いても誤つてくるのであるから、この程度にしておきますが、しかしこの職務権限、少くとも勅令により與えられた権限からいへば、各官廳が對象であつて、一般人民に及ぼすことは明瞭である。従つて一般人民に及ぼさんとするところの事件は、これは行き過ぎであります。私が前に行き過ぎであつたというゆゑもまたここにあつた。こういう各人民にまで職務権限を伸ばすところの權限は安本廳においてはなしと斷ぜざるを得ないのであります。この意味において、本法案はとにかく採用すべきものでないことは明瞭になつてまいりましたが、なおさらに進んでその不當なる點をお尋ねしなければならぬと思ふのであります。

ただいままでの首相の言で間違ひであることがはつきりして來たのであります。そこで今度は今までのような、のらくらした御答辯をしないで、今度はほんとうに眞剣にやつてもらいたい。いかぬことはいかぬ。いいことはいい。今の答辯で率直にお認めになつたことはいい。私も感謝する。そういう謙虚な氣持で、良心的に今度は答辯してもらいたい。これが一番急所になるわけだ。そこでお尋ねいたしますが、ここに於てあります法案の第一條、第二條、第四條、これは前に法律勅令で出てあります臨時物資需給調整法と食糧管理法と、隱匿物資等緊急措置令、この三つの法令に設けられてあります文句と趣旨において大體同一なものである。但し本案の第三條の罰則だけは除いておきますが、一條、二條、三條に書いてあります事項は、大體今私が申し上げました臨時物資需給

調整法、食糧管理法、隱匿物資等緊急措置令にこの種の規定があるが、それと同一で、少しも變りがないというところをお認めになりますかどうですか。それはここに於けるのだから認めるよりしようがないでしょう。

○片山國務大臣 法文の解釋について、あまり詳しく心得ておりませんが、大體において御意見の通りと思ひます。

○花村委員 そうすると、安本廳の政府委員がおられるようですが、どうですか。同じことでしょうか。それは認めるでしよう。

○田中(己)政府委員 大體同じだと考へております。

○花村委員 そうでしよう。われ／＼が見てもほとんど文句が同じです。ところが罰則の規定だけは違ひます。これはどういふように思ふのですか。

同じことをやつても、安本廳で出したこの法律に違反すると一萬圓の罰金である。ところが同じことをやつても、臨時物資需給調整法によると、一年以下の懲役または一萬圓以下の罰金というので、これは體刑までくる。それから食糧管理法に違反する場合の罰則規定であります。これは五百圓以下の罰金になつておる。これまた同じことをやつても、農林省の査察官に捕まると五百圓で済むのだが、それを安本廳の役人に捕まれば一萬圓の罰金を食ふことになる。また隱匿物資等緊急措置令、これはやはり同じことをやつても安本廳よりも安い。五百圓以下の罰金ということになつてゐる。この罰則だけはだれでも違ひるのであります。則だけはだれでも違ひるのであります。が、その他は全部同じです。これは條文を見ればわかるから、私はここで多

く言わぬ方がいいと思ふ。それだけのことをはつきりしてお尋ねしたい。そこで本案を比較して見ると、根本的に違ひるのはどこであるかといへば、要するに本案は安本廳の役人がもつというところ、同じ官吏ではあるが、これは安本という役所の官吏がもつ。そうしてほかのものはそれ／＼農林省あるいは商工省の主務大臣の監督下にある役人がもつということ、それでもつ人は違ひのありますが、その與えられた權限は皆同じである。そうするとこれはまさに二重監督になる。今までは農林省もまた商工省もやつておることだから、それと一分も違ひない同じこと、事物管轄においても、土地管轄においても、農林省、商工省においても全國でできる。また物についても同一なんだ。事物管轄もこれと同じなんだ。でありますから、今までやつておる事例を、さらに安本廳の役人がやる。この案のただ違ひところは、役人が一方は安本廳であり、一方はその他の官廳であるという主管の立場が違ひというところだけは、總理大臣はお認めになるでしよう。それを一言おつしやつていただきます。

○片山國務大臣 ただいままで私がお答えしましたことは、責任をもつてお答えしたのであります。罰則の各法規の相違ひについては、いろいろ前のごとき心得ておられますので、司法大臣に答辯を願ふことにしたいと思います。

○花村委員 罰則のことはあとで聴きますが、要するに經濟査察官の臨検検査等に関する法律案の與えられた權限をもつ人が安本廳の人である。それからこれと少しも變らない、同じ法律

であります臨時物資需給調整法、食糧管理法、隱匿物資等緊急措置令、ただいま申し上げましたこの三つの法令を扱う者は、それ／＼の主務大臣が所管しております。たとえば商工大臣、農林大臣、その下におります官吏が扱うのであるといふことで、同じ事例ではあるが、扱う人の立場が、本案と後に申した三つの法令とは違ひといふことだけは認めになるでしようね。はつきりしておるのだから、これは聴かぬでもわかることだが、念のために聴いておきます。

○片山國務大臣 本法によつてやる場合と、今お示しになつたような場合にやる場合と、關係者が違ふといふことですね。

○花村委員 その主體權限を行う人です。

○片山國務大臣 商工省の場合は商工省の人がやる。安本の場合は安本でやる。その場合はさうだと思ひます。

○花村委員 それでわかりました。そうすると、本案と今まで行つておりましたこの種法令、これと同じ法令との違ひますところは、要するに取扱う人が違ふのだといふことに限局されてききましたから、これに對しての御返答を願えればよいと思ふ。これは申し上げるまでもなく、二重監督です。今までやつてきたことと同じことを安本廳でやらせようといふのだが、さういふことが安本廳の行き過ぎの原因になるといふことは、私も初めに言つたことですが、それにいふ／＼結びついて來た。そこで總理大臣にお尋ねしたい。ここが一番の中心でむづかしい。これが一番大事だ。案を認めるか認めないかといふ重大なところなんです。私はむし

ろ公聴會を開いて一般民衆に聴くのがよいと思ふ。そこで本案の第一條の第二項にある「食糧管理法第二條に規定する主要食糧」といふのはこの食糧管理法の第二條に規定してある。「本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大米、稗麥、小麥、其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ」とあります。ですから農林省の役人が取締りをやる場合のもの、對象は、今述べた法文に限定される。安本廳で今度與えられるところの査察官のやることも今申し上げた對象のものについてであるといふことも同じことである。そこで米麥に關する知識、素養をもつてゐる人は一體役人ではだれか。稗麥、小麥の見分けのでき、その質、數量もどのくらいあるか、これがよいか悪いかといふことも、大體判斷ができるのは農林省の役人です。米のことを言へばすぐ／＼と來る。その専門家の農林省の役人がやつていたと同じ仕事を安本廳の役人にやらせようといふ。どちらのやり方が効果的であるか。これは幼稚園の子供に聴いて、農林省の役人の方がよいといふのは明瞭だらうと思ふ。しかも安本の査察官といふのは外人ばかりではない。皆寄せ集めです。中には官吏の古手もある。官吏の古手の中にも警察と關係をもつた人もあるようです。あるいは全然無關係のところからはいつておる。民間からもはいつておる。米や麥につておらぬ人が相當にはいつておる。農林省から人が行つておるといふわけではない。いずれも素人です。要するに問題は農林省の専門家の役人がやるのがよいか、素人の安本廳の役人がやるのがよいかといふ問題に歸着するのであり

ます。どちらがよいかということが評價されなければならぬ。しかして最もよろしきをとらなければならぬ。もう餘計なことは言わないでもよい。どつちがよいか悪いかということだけでいいのです。それだけひとつ御答辭を願ひに。幼稚園の生徒までよいと認めていることを、首相は悪いと言われるか。それをはつきり言つてください。

勢に應じて發足いたしておりますゆえんは、總會的にこれを考えていかなければならないという大局的立場から見ているのでありますから、米の知識

も、組織の知識も、その他物資金全般に關する知識を總合的に考え、かつまた民間の商賈をさる方、あるいは資本の立場からも、勞働の立場からも、批判的の立場からも、いろ／＼な方面から衆知を集め安本機構の充實をはかつてゐるのであります。その意味から申しまして今日の情勢においてわは安本がやるということが適當と考へてゐるのであります。結論はそこなのであります。

○花村委員 安本がやるかやらぬかというのを尋ねているのじやない。安本のやることはこのこの案を出してやるのだから、この案が通ればやることはよくわかつてゐる。私はそんなことを聴いているのじやない。農林省の知識経験をもちた役人がやる方がいいかあるいは案本廳の素人のやる方がよいか。あなたの今の言葉で言へば、安本に集まつた者は素人でないと言わたのかどうか。そこはつきりしないのでありますが、素人でないとおつやるならば、あなたが安本廳でよくやるの點をお聴きになつて言われるのか

これを想像で言われるのは困る。私は少くともどういふ専門家がはいつておるかというのを調べている。もう少し言えと言うならば一々その履歴を申し上げてもよい。履歴までわかつている。それをしも首相が否認していくといふならば、一日でも二日でもかかつてやるけれども、それをやるのは言い過ぎだから私は申さぬけれども、今のあなたの説明ははつきりしません。安本がその筋の専門家だと言われたの下やないかと思うが、そういう意味かどううか、それをはつきり言つてくださう。

人の質よりも、安本の中樞機構として
樞要なる安本の事務をとつてゐる者
は、各方面の専門的知識をもつてゐる
者を集めてゐる。そして現下の情勢に
適應する處置をとつてゐるのである。
こういう意味なのです。その意味にお
いて、一部に偏する者よりも、総合的
知識と經驗なり各方面に通曉してお
るにやらずことが適當である。こうい
う意味です。

省あるいは商工省その他で今日までおつておつたその取扱ひのすべてがいはなかつた。いけないから安本廳の役にやらせるのだという意味ですね。

○片山國務大臣　つまり複雑になつてきたので、その各廳との關係を圓滿し、統合して、さらに擴大強化して處する。こういう意味です。いかぬうになつたというよりも、情勢が複雑になつてさらに活動しなければならぬ状態になつてきたので、これを擴大強化するのである。こういう意味です。

○花村委員　その言葉がよいまいです
が、もう少し率直に申してもらいた
い。総合性をもつてやることがよいか
悪いかは、これは第二段の問題にな
るので、そのことは申しませんけれ
ども、とにかくにも同じことをやる、
違ふことではありません。事物管轄に
おいても、土地管轄においても同じこ
とです。同じことをやるのに、今まで
やつてるところへもつてきて、二重
にやらせようというのです。こういう
ことはよくない。こういうことはあな
たの先ほど言うた行政整理という観
念がはつきりしておらないから、こ

それが悪いから、ほかの人に代つてやらせるといふのならこれは別です、現在専門家がそうやつておるのに、そこへもつて同じことをほかの人にやらせる。二重にも監督をやらせる。やる方はよいのでしようが、やられる方は迷惑です。それでは、こういう例をあげてみたらどうですか。同じ事例について、米の問題に對して、安本廳でもやつてきた。農林省の役人もやつて

められる。こういふ取締りの競合という問題が起きてくる。こういふことはいじめる方はよいでしょう。おれはほんの査察官だというで、大いに権限揮いまくるのもよいでしょうし、農省の役人がやるのもよいでしょうが、國民が迷惑です。そしてまた双方で緒にやつた場合において、一體違ふ原則のどれを適用するか。これがまた問題になつてくるでしょう。安本廳で、けば一年の體刑だ。一方の方でいけば五百圓の罰金だ。同じ事柄について、そこへ取締りが競合していつた場合

また甲と乙が同じことについて同じことをやつた場合において、甲が安本庭に取締られれば千圓の罰金で済むけれども、豊林省の役人に捕まれば、一年の懲役まで受けなければならぬ。こういう不合理も出てくる。これはあとでよくお尋ねするから、後回しにいたしますが、とにかくにも、同じ事柄について双方でいく場合があるといふことは、まことにこれは國民として迷惑だ。そういうことをなぜやらなければならぬのか。それは、今までやつておつた事柄が手がまわらない、あるいは

ろしきを得ないということ、あとの人が代つていくというのならわかっています。それは安本廳で總合的にやる事がまことに適當であるから、やるせるのだというのなら、前のことはやめさせたらよいでしょう。あんたは安本廳のこの案が通ればやめさせますか。それがやはり行政整理の一つにかりはしないか。こういう小役人を同僚事柄について、同じ場所に對して、

つくつて、二重に取締るといふよ
な、そんな餘裕がわが國家財政にあ
りますか。そういうことをやつておる
とがいかぬといふので、あんた方も
社會黨も今日まで攻撃してきたでは
いか。そうゆうことがむだである。
れが考えたつてむだなんだ。安本廳
やるのがどこまでもいいというなら
それはやめればいい。やめるという
となら、わかつた話だ。やめずにそ
をやらして、また安本廳の方でもや
せる。そんなばかげたことはない。
たさういふことでは財政整理どころ

や、ます／＼無益な方向へ進んでいくという結論になろうと思いますが、その點首相はどうお考えになつておりますか。

○片山國務大臣　今の點にお答えいたします。あなたの御意見は、各官廳はいつも對立しておるというような見方から出發しておるじやないかと思ひます。われ／＼はできるだけ過去の弊害を除去いたしましたして、官廳間における仕事の對立なり、なわ張りというようなことはなくしたい。その根絶を期しておるような次第です。そういう意味

の専門的經驗をもつております役人が来ておりますし、各官廳間の關係はきわめて緊密なる連絡をとることを要求いたしております。その意味において、決してお互いに争つて、二重にやつたり、あるいはまた争うて先に行つて、他を排するとかいうような事柄はないと考えております。これがために、安本は總合的に、農林省、商工省その他各般の問題についてこれを總合いたしました。そしてお互いの食ひ合

いのないようにやつていこうといふところにならうがあるのであります。またそうすることが、非常に複雑となつてきました今日の經濟情勢に處する必要な處置である、かように考へておるのであります。

○花村委員 總合と言われるのですすが、これは安本廳の規定にもあります。が、計畫、企畫等については總合的にやるのがいいでしょう。これは經濟安定本部令に明確に規定されておりますから、企畫、立案等の基本に關するものということに關連をして、企畫、立案

などは総合的にやらせる方がいいでし
ようけれども、取締りなどを総合的に
やるというのは、これはどういう意味
になるのですか。総合的にやるなら
ば、各官廳を総合していつたらしいじ
やないか。内務省でやつておること、
あるいは商工省でやつておる事柄、あ
るいは陸軍省についてやつておる新
官廳、それを総合したらどうです。そ
して安本廳が指圖したらどうです
か。同じことをやる必要はないじやな
いのですか。同じ内閣總理大臣の權限の
中にあるでしょう。安本廳が今までで
きておるその機構を総合して運用した
らどうですか。その方がむしろ総合に
なるじやないですか。同じような事柄
を同じような場所においてやらすので
す。それは今までやつておる各官廳を
総合したらしいじやないですか。それ
が、安本廳の職務權限から言うてふさ
わしい權限だと私は申したい。その第
一線まで出ていつてやらないでもい
いじやないか。私は何もなわ張り争いに
對して云々言うわけじやない。

○片山國務大臣 今の問題についてお
答えします。それは農林省の方におい
て食糧問題を中心としてやるべき場合
もありましょう。それが必要な場合
合、また効果ある場合もありましょ
う。また安本でやる方が適當である場
合もありましょし、いろいろ事情の
相違によりまして、それ／＼効果的な
方法を講ずるということが必要と思
うのであります。その意味において兩建
てが適當と私は考えております。

○北浦委員 この經濟定安本部の第一
條の擴張解釋ということば、片山さ
ん、これはよほど考えなければいか
ぬ。これは政令なのです。あなた方が

昭和二十二年七月十二日に改正された
政令なんです。そこで私はこういう問
題を提供しておく、政令を廣く解釋し
て、國民の權利義務に介入していくこ
とは許されるか。さような解釋はよい
か。これが一つ。これはどこまでも花
村君の言うのがいい。

第二は、今回提案されました査察官
の臨檢検査等に関する法律案というの
は、これは鈴木さんもよく聞いておい
てもらいたいが、これは政令を執行す
るために出しておる。逆なのです。あ
なた方がおつくりになつたのでないか
ら御存じありますまいけれども、安本
であまり法律も憲法も知らない人のや
つたことだろうと思ひますが、政令を
執行するための法律をつくることはよ
いのか。憲法執行のため、法律執行の
ための政令ならよろしいが、政令を擴
張解釋して、人民の權利義務にはいつ
ていつたり、それから政令で法律をつ
くる、さようなことが許されるか、こ
れ二つ。これだけ憲法學者であり、法
律家である鈴木さんと、法律家の片山
君、この二人よく考えてもらいたい。
あとは安本の長官なり政府委員に聴き
ます。私の言うのはこれだけです。

○松永委員長 本日はこれにて散會し
ます。

午後四時四十三分散會

昭和二十二年十二月一日印刷

昭和二十二年十二月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第四号)

(三六六)